

定により合意をした場合にあっては、特定第一種水産動植物等の譲渡しに当たつて前条第二号及び第三号に掲げる番号を第一項各号に掲げるいずれかの方法により伝達することで行うことができる。

前項の合意は、次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいい、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができるようにして保存されるものに限る。第十八条において同じ。)により、その内容を明らかにしてするものとする。

一 当該合意をした届出採捕者及び相手方の氏名又は名称

二 当該届出採捕者に係る前条第一号に掲げる番号

三 第十二条 法第四条の農林水産省令で定める事項

四 第十三条 法第五条第一項の規定による伝達は、次に掲げるものとする。

五 第十四条 法第五条第一項の農林水産省令で定める伝達事項

六 第十五条 法第五条第一項に規定する荷口番号(届出採捕者による伝達事項)

七 第十六条 法第五条第一項の規定による伝達は、次に掲げるものとする。

八 第十七条 法第六条第一項の農林水産省令で定める事項

九 第十八条 法第六条第一項の規定による記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

十 第十九条 法第六条第一項の農林水産省令で定める期間は、三年とする。

十一 第二十条 法第六条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

十二 第二十二条 法第六号の農林水産省令で定める事項は、その譲受け又は引受けに当たつて他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に係る電子計算機に備えられたフ

に記録された伝達すべき事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 第十二条第一項第二号に掲げる方法

三 第十二条第一項第三号に掲げる方法

四 第十三条 法第五条第一項及び第二号に掲げる方法は、相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

五 第十四条 法第五条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を伝達することにより行うものとする。

六 第十五条 法第五条第一項の農林水産省令で定める伝達事項は、次に掲げるものとする。

七 第十六条 法第五条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量

八 第十七条 法第六条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げるものとする。

九 第十八条 法第六条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に定めるところにより行うものとする。

十 第十九条 法第六条第一項の農林水産省令で定める期間は、三年とする。

十一 第二十条 法第六条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

十二 第二十二条 法第六号の農林水産省令で定める事項は、その譲受け又は引受けに当たつて他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に係る電子計算機に備えられたフ

者(以下この条において「受託者」といいう。)の使用に係る電子計算機と当該委託を行った特定第一種水産動植物等取扱事業者(以下この条において「委託者」という。)の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて荷口番号を送信し、委託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該荷口番号を記録する方法

二 受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された荷口番号を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、委託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該荷口番号を記録する方法

三 受託者が該委託に係る特定第一種水産動植物等を譲渡しの相手方に引き渡した旨を委託者に通知する書面その他これに類するものに荷口番号を表示する方法

四 受託者が該委託に係る特定第一種水産動植物等の重量又は数量の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

五 第二十三条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

六 第二十四条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量

七 第二十五条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

八 第二十六条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量

九 第二十七条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

十 第二十八条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量

十一 第二十九条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

十二 第三十条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量

十三 第三十一条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

十四 第三十二条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量

十五 第三十三条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

十六 第三十四条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量

十七 第三十五条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

十八 第三十六条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量

十九 第三十七条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

二十 第三十八条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量

二十一 第三十九条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

二十二 第四十条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量

二十三 第四十一条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

二十四 第四十二条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量

二十五 第四十三条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

二十六 第四十四条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量

二十七 第四十五条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

二十八 第四十六条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量

二十九 第四十七条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

三十 第四十八条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量

三十一 第四十九条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

三十二 第五十条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量

三十三 第五十一条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

三十四 第五十二条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量

三十五 第五十三条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

三十六 第五十四条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量

三十七 第五十五条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

三十八 第五十六条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量

三十九 第五十七条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

四十 第五十八条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量

四十一 第五十九条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

四十二 第六十条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の重量又は数量

四十三 第六十一条 法第六条第一項第一号に規定する特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

該措置に係る事務所等において譲渡し等をしたときの記録は、一括して作成することがであります。

三 特定第一種水産動植物等の種類、取引をした期間その他の区分に応じて、分類又は整理をした記録を作成すること。

四 号に掲げる事項の事由により法第六条第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更が生じたと記録を変更すること。

五 特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

六 特定第一種水産動植物等の重量又は数量の記録の作成は、取引において通常用いている重量又は数量を記録することにより行うものとする。

七 特定第一種水産動植物等の荷口番号を記録することにより行うものとする。

八 特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

九 特定第一種水産動植物等の重量又は数量の記録の作成は、取引において通常用いている重量又は数量を記録することにより行うものとする。

十 特定第一種水産動植物等の荷口番号を記録することにより行うものとする。

十一 特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

十二 特定第一種水産動植物等の重量又は数量の記録の作成は、取引において通常用いている重量又は数量を記録することにより行うものとする。

十三 特定第一種水産動植物等の荷口番号を記録することにより行うものとする。

十四 特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

十五 特定第一種水産動植物等の重量又は数量の記録の作成は、取引において通常用いている重量又は数量を記録することにより行うものとする。

十六 特定第一種水産動植物等の荷口番号を記録することにより行うものとする。

十七 特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

十八 特定第一種水産動植物等の重量又は数量の記録の作成は、取引において通常用いている重量又は数量を記録することにより行うものとする。

十九 特定第一種水産動植物等の荷口番号を記録することにより行うものとする。

二十 特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

二十一 特定第一種水産動植物等の重量又は数量の記録の作成は、取引において通常用いている重量又は数量を記録することにより行うものとする。

二十二 特定第一種水産動植物等の荷口番号を記録することにより行うものとする。

二十三 特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

二十四 特定第一種水産動植物等の重量又は数量の記録の作成は、取引において通常用いている重量又は数量を記録することにより行うものとする。

二十五 特定第一種水産動植物等の荷口番号を記録することにより行うものとする。

二十六 特定第一種水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

二十七 特定第一種水産動植物等の重量又は数量の記録の作成は、取引において通常用いている重量又は数量を記録することにより行うものとする。

別記様式（第二十四条第四項関係）

説明書番号

通 法 漁 獲 等 証 明 書

特定期第一種水産動植物等の品目及び 加工工芸にかかる者、その名前
特定期第一種水産動植物等の数量又は 数量及び原産又は出荷地
輸出の目的地
輸出を行おうとする者の氏名又は名 稱又は登録番号及び法人にかかるては、そ の代表者の氏名
輸入を行おうとする者の氏名又は名 稱又は登録番号及び法人にかかるては、そ の代表者の氏名
仕入番（シンボイクス）の識別番号
輸送手段
輸送手数（荷物予定船名／荷物予定 航次船名）

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第10条第3項に基づき、上
記により輸出される特定期第一種水産動植物等は、
□ 特定期第一種水産動植物等に違反して輸出されたものではないこと
 □ 輸入水産動植物等
 □ 廉價水産動植物等
 □ これらことを表明する。

交付年月日 年 月 日

農林水産大臣